

<国会議員関係政治団体・資金管理団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 6 年分

(ふ り が な)

やまだひろしはくしんかい

1 政治団体の名称

山田ひろし博新会

チェックもれ注意

政治団体の区分	
☐	政 党 の 支 部
☒	そ の 他 の 政 治 団 体

2 主たる事務所の所在地

長崎県長崎市橋口町15-13-305

チェックもれ注意

活動区域の区分	
☐	2 以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名

山田 博司

4 会計責任者の氏名

山田 博司

事務担当者

氏名 山田 真美

電話 095-895-8752

氏名

電話



資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有
☐ 無 (以下、この欄の記載不要です。)

公 職 の 種 類 衆議院議員(候補者)

資 金 管 理 団 体 の
届 出 を し た 者 の 氏 名 山田 博司

資金管理団体の指定の期間

令和 6 年 3 月 1 日から
年 12 月 31 日まで

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 山田 博司

公 職 の 種 類 衆議院議員(候補者)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 6 年 3 月 1 日から
年 12 月 31 日まで

(その2)

収支の状況

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収 入 総 額	円 3,500,000
(前 年 か ら の 繰 越 額)	0
(本 年 の 収 入 額)	3,500,000
支 出 総 額	3,500,000
翌 年 へ の 繰 越 額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	円 3,500,000	
(う ち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,500,000	記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	3,500,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分	個人	
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
安岡 稔	円 1,000,000	R6.10.7	兵庫県神戸市中央区磯辺通3-1-7	会社役員	
安岡 由美子	1,000,000	R6.10.7	兵庫県神戸市中央区磯辺通3-1-7	会社役員	
安岡 万里子	1,000,000	R6.10.7	兵庫県神戸市中央区磯辺通3-1-7	会社役員	
清滝 誠司	500,000	R6.9.25	長崎県五島市東浜町1丁目6-1	会社役員	
こ の 頁 の 小 計	350,0000				
そ の 他 の 寄 附	0				
合 計	350,0000				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。

(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	0	
小 計	0	記入もれ注意
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	3,500,000	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	3,500,000	記入もれ注意
合 計	3,500,000	(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金 (寄付)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄付	円 3, 500, 000	R6. 10. 7	山田 博司	長崎県長崎市銀屋町3-5ピースフル銀屋町401	
この頁の小計	3, 500, 000		(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。		
その他の支出	0				
合 計	3, 500, 000				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 12 日

記入もれ注意

政治団体の名称 山田ひろし博新会

会計責任者の氏名 山田 博司



（代表者の氏名

（印））

（備考）

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和7年2月10日

山田ひろし博新会
代表 山田 博司 殿

登録政治資金監査人 西脇敬久
登録番号 第 6047 号
研修修了年月日 令和5年9月1日



1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、山田ひろし博新会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、山田ひろし博新会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

山田ひろし博新会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、山田ひろし博新会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上